

# 最低賃金引上げに伴う政府の助成金の活用について

## 1 雇用調整助成金の活用

➡ 10月7日から最低賃金が引きあがったとしても、コロナ禍で売り上げが落ちている場合には、余剰となっている労働者を休ませて、引きあがった最低賃金もとに、賃金を支払った場合は、80から90%まで雇用調整助成金が支給できる（現状は12月まで）

※ 例

アルバイトを10人最低賃金で雇っている飲食店は、閉店しなくても、5人分のアルバイトを休業させて、時給861円（目安額で引きあがったことを想定）を基準に賃金100%支払っても、雇用調整金は80%（時給688円）から90%（時給774円）までは支給される

## 2 業務改善助成金の活用

➡ 10月7日から時給861円に最低賃金が引きあがることから、中小企業が、最低賃金（時給833円）で労働させている場合、①申請書提出後、②10月6日までに時給を863円に引き上げ、③その後、生産性向上に繋がる設備投資をした場合、その設備投資の経費の80%（一定の要件を満たす場合は90%）まで、助成される。  
なお、助成額の上限は、時給の引上げ人数と引上げ金額により差異がある

※ 例（賃金引上げを行う人数と引上げ額により助成額の上限が異なる）

労働者1名が、最低賃金額であるために、事前に労働局に申請書を提出後、10月6日より時給863円に引き上げをした後に、パソコン3台を30万円で新規購入した場合、24万円（経費の8割、一定の要件を満たす場合には9割）は助成される。なお、時給の引き上げの経費は、30円×171時間（1日8時間のフルタイムの月平均時間）=5,130円ほどであり、1年で61,560円になる。

したがって、30万円で最新のパソコンを3台新規購入しても、実質12万円（6万円+6万円）程度で購入できる  
なお、パソコンを新規購入する場合は、売上高が前年又は前々年同月より30%以上減少している場合のみ。